

FAX098-954-6485にて申請してください。

※申請書は、特設ホームページからもダウンロードいただけます。



↑特設ホームページ
アクセス用QRコード

沖縄市エイサー商品券 取扱事業者登録申請書兼誓約書兼承諾書

沖縄市エイサー商品券 事務局 宛

0	記入日	令和5年 月 日		
1	申請者	法人・個人	事業所名(法人名)	
2	法人 情報	代表者名	フリガナ	
3		所在地	フリガナ 〒	
4		TEL	FAX	
5		連絡担当者名	Email (任意)	
6	店舗 情報	店舗名 (HP・パンフレット記載用店舗名)	フリガナ	<input type="checkbox"/> コザ商店街連合会 <input type="checkbox"/> 銀天街
7		所在地	フリガナ 〒	
8		店舗TEL	店舗FAX	
9		店舗担当者名	業種	チェーン店 あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>

■誓約書及び承諾書

- 商品の販売、又はサービスの提供なく沖縄市エイサー商品券の換金を行いません。
- 沖縄市エイサー商品券を使用できない商品に対して、沖縄市エイサー商品券での支払いを受付けません。
- 沖縄市エイサー商品券の再販・再流通を致しません。
- 沖縄市エイサー商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- 沖縄市エイサー商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 沖縄市エイサー商品券の使用期間中(令和5年10月10日～令和6年1月31日)は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- 沖縄市エイサー商品券期限を確認し、その期限を遵守します。
- 沖縄市エイサー商品券の取扱い、参加店舗の責務のほか表面に記載している内容に同意し、遵守します。
- 沖縄市エイサー商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 沖縄市エイサー商品券の取扱いに関して事務局からの改善要請があった場合には、それに従います。
- 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第5項に規定する営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。
- 「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか否か必要に応じ関係機関に照会することに承諾します。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP・パンフレットに掲載)について承諾します。

※業種は、以下の業種一覧から選択してください。

- 01 スーパー
- 02 コンビニ
- 03 飲食店
- 04 衣料・身の回りの品取扱店
- 05 家具店
- 06 家電販売店
- 07 ホームセンター
- 08 ドラッグストア
- 09 化粧品店
- 10 旅館・ホテル
- 11 旅行業
- 12 クリーニング
- 13 理容・美容
- 14 病院・診療所・薬局
- 15 娯楽・レジャー
- 16 タクシー
- 17 その他小売
- 18 その他 ()

申請にあたり「沖縄市エイサー商品券取扱事業者募集要領」及び上記1～11のことに遵守することを誓約し、12・13のことに承諾します。併せて下記に記載した内容に虚偽がないことを誓約し、取扱事業者登録の申込みを致します。	代表者署名
---	-------

■振込口座について

口座名義	フリガナ		
金融機関名		支店名	
預金種類	普通・貯蓄・当座	口座番号	

申請期間

(随時)令和5年8月1日(火)～令和6年1月10日(水)迄

※申請の内容を審査の上、特設ホームページ内の取扱事業者一覧には随時掲載いたします。

その他

- 申請書の記載内容に疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。
- 本券は沖縄市が認定した取扱店のみ、商品またはサービス等の支払いにご利用いただけます。
- 本券をカラーコピー等により、変造、偽造して使用すると罰せられます。

事業者登録

申請のあった事業者については、「申請書」の内容を審査の上、取扱事業者として登録します。
登録された事業者には、後日、特定事業者登録証明書のほか、ポスター、換金依頼書等の取扱事業者キットを事業者住所へお送りいたします。(取扱事業者キットは9月上旬から随時送付予定)
※登録不可である場合も、その旨を通知します。

番 査		受 付	
--------	--	--------	--